

平成27年12月28日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

ギニアにおけるエボラ出血熱流行の終息宣言後の  
検疫及び国内における対応について

ギニアにおけるエボラ出血熱の新規症例の報告がなくなり、この状態が続けば12月29日にWHOから終息宣言が公表される予定であることから、エボラ出血熱に関する検疫及び国内の対応変更（西アフリカに21日以内に渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応の取りやめ）について、厚生労働省より事前に通知（案）を自治体に対して周知するとともに、プレスリリースがなされましたので情報提供いたします。

なお、終息宣言が出された後に正式に発出される通知とWHOの終息宣言本文については、1月4日に公表及び同省ホームページに掲載する予定としており、あらためて情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

平成27年12月25日

【照会先】

健康局結核感染症課

感染症情報管理室長 宮川 昭二(2389)

課長補佐 中谷祐貴子(2373)

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課

検疫所業務管理室長 中崎 宏司(2461)

検疫所業務管理室長補佐 松本 泰治(2463)

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

12/29～1/3の照会は、結核感染症課直通 03(3595)2257  
つながらない場合は、070-6476-1130 まで。

## ギニアにおけるエボラ出血熱流行の終息宣言後の 検疫及び国内における対応について

平成27年12月29日、世界保健機関（WHO）において、ギニアにおけるエボラ出血熱流行の終息宣言（※）が公表される予定であるため、検疫及び国内における終息宣言後の対応については、西アフリカに21日以内に渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応を取りやめる予定であることを、検疫所及び自治体に対して連絡しましたのでお知らせします。

### ※エボラ出血熱の流行終息の基準

最後の確定患者が血液検査で2回の陰性が確認された日、又は安全に埋葬された日、から42日間エボラ出血熱患者の発生がない状態。

健 感 発 第 号  
平 成 27 年 月 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 西アフリカにおけるエボラ出血熱の終息を踏まえた対応について

エボラ出血熱の国内発生を想定した対応については、「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」（平成 27 年 10 月 2 日健感発 1002 第 1 号）により、疑似症患者が発生した場合の対応等について依頼をしているところです。

今般、世界保健機関（WHO）による、ギニアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、別添「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止について」（平成 27 年 12 月〇日健感発〇〇第〇号・生食検発〇〇第〇号）のとおり、ギニアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめたことから、西アフリカに 21 日以内に渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応を取りやめることとしました。

貴職におかれましてもこのことを御承知おきいただくとともに、貴管内医療機関に対して、本件について情報共有いただきますようお願いいたします。

#### 参考資料

別添：「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止について  
（平成 27 年 12 月〇日健感発〇〇第〇号・生食検発〇〇第〇号）

(案1)

健感発 第 号  
生食検発 第 号  
平成 年 月 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長  
( 公 印 省 略 )

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長  
( 公 印 省 略 )

「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止について

標記について、「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」  
(平成26年8月8日付け健感発0808第2号・食安検発0808第1号)により実  
施しているところである。

今般、世界保健機関（WHO）によるギニアにおけるエボラ出血熱の終息宣  
言を踏まえ、同通知を廃止することとするので、その対応に遺漏なきを期され  
たい。

また、本通知の内容について関係機関に周知方お願いする。